

## 統一声明

### スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待【翻訳】

IOC 医事委員会は、競技者の健康を増進し保護するという使命において、安全で協力的なスポーツ環境の享受を含む競技者のすべての権利を認める。そうした条件のもとにあってはじめて、競技者はそのスポーツ能力を開花させ、それを最大限に発揮できるであろう。

セクシュアル・ハラスメントおよび性的虐待は、文化形態の違いにかかわらず、人権の侵害であり、個人および組織双方の健全な状態を脅かすものである。スポーツが計り知れない可能性を個人にも社会にももたらしうることは周知されているが、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待といった問題が生じるような環境では、この可能性も蝕まれてしまう。

セクシュアル・ハラスメントや性的虐待は世界中で生じている。スポーツにおいては、これらは、競技者等には苦しめるもととなり、スポーツ組織には、法的、経済的、道徳的責任を問われるもとになる。

この問題はあらゆるレベルで生じており、どんなスポーツであってもこの問題をまぬかれることはできない。スポーツにかかわるすべての人はセクシュアル・ハラスメントや性的虐待を見極め、防止する責任を分かちもっており、品位のある、尊敬できる、安全な文化をスポーツにおいて築く責任がある。

スポーツ組織はとりわけ、安全を守るための門番であり、このようなハラスメント行為を特定し、根絶するために強力なリーダーシップを発揮しなければならない。

競技者を本当の意味で力づけるような健全なスポーツシステムであることによってのみ、スポーツ内外のセクシュアル・ハラスメントや性的虐待の防止が可能となる。

この文書が要約したのは、さまざまに異なる形態をもつセクシュアル・ハラスメントや性的虐待についての現在の科学的知識、スポーツ界に対して早期介入するように注意喚起を促しうるリスクファクター、そしてこれらの問題から目をそらさせるような「神話」などである。

この文書はまた、意識啓発や、方針の策定と実行、教育訓練や防止、そして望ましい実践をすすめるための一連の勧告も提案している。

#### 問題の定義

スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントや性的虐待は、権力関係と権力の乱用から生じる。

**セクシュアル・ハラスメント**とは、言語を伴う行為であれ、言語を伴わない行為であれ、身体的行為であれ、個人や集団に対してなされる性的な意味合いを帯びた行為のことをいい、それは、その行為の主が意図的か意図的でないかにかかわらず、また合法的か合法的でないかにかかわらず、権力と信頼の乱用にもとづく行為であって、被害者や周囲の者にとって望まれない、あるいは強要されたと認識される行為のことである。

**性的虐待**とは、同意が与えられていないあらゆる性的な行為、あるいは同意を与えようのない性的行為を含む。

スポーツにおいては競技者を巧みに操作し（だまし）たりわなにかけるといったことはしばしば行なわれることであるが、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待は、このような機会を容易にするような組織文化の中で生じる。実際に、スポーツにおける操作（だまし）やわなが生じるのは、スポーツにおいて指導が失敗していることの一側面である。ジェンダー・ハラスメントや新入りいじめの儀式（Hazing）、同性愛嫌悪などはすべて、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待の連続体の諸側面である（付録1を参照）。

ジェンダー・ハラスメントとは、一方のあるいは他方のジェンダーに対する軽蔑的な扱いを要素とするもので、制度的で繰り返し行なわれるものであるが、必ずしも性的な含みはもたない。

新入りいじめの儀式 (Hazing)とは、虐待的な入会儀式のことであり、しばしば性的な要素をもち、そこでは新入りがターゲットにされる。

同性愛嫌悪とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に対する偏見や差別で、それは消極的な怒り（の表明）から作為的に不公平な扱いにまで及ぶ。

### 科学的根拠：発生率、リスク、結果

研究によれば、セクシュアル・ハラスメントと性的虐待はあらゆるスポーツのあらゆるレベルで生じている。(しかし)エリートスポーツにおいてより発生率が高い。競技者の周囲にいて、権力と権威を持つ地位にいる人々が、もっともセクシュアル・ハラスメントや虐待を起こしやすい。仲間の競技者もまた、加害者となることが確認されている。加害者としては、女性よりも男性の方が多いことが報告されている。

競技者は、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待によって沈黙させられている。競技者への保護が手薄く、加害者による動機が強く、競技者が（とりわけ年齢や成長度において）より脆弱なとき、セクシュアル・ハラスメントと性的虐待のリスクはより増大する。体をおおう着衣の量だとか、スポーツのタイプがリスクファクターになるということは検証されていない：これらは神話である。研究によれば、リスクは以下のような場面において特定される：たとえば、ロッカールーム、競技場、遠征、コーチの自宅や車の中、そしてとりわけ、アルコールが出される社会的イベントなどである。チームの儀式やシーズン終了時の宴などもまた、個人や集団に対して性的に虐待的なふるまいがおこなわれがちである。

研究によれば、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待は身体的、精神的健康に深刻でマイナスの弊害をもたらす。これは競技成績をそこない、競技者を競技からドロップアウトさせることにもなりうる。臨床データによれば、心身症や、不安、うつ病、薬物乱用、自傷行為、自殺などが、深刻な健康被害として指摘されている。スポーツにおいて権威ある地位にある人々が、消極的な態度しかとらなかつたり、介入してこなかつたり、あるいは（セクシュアル・ハラスメント行為があることを）否定したり、沈黙を守っていたりすることで、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待が及ぼす心理的な被害が増大してしまうのである。周囲にいる人々が行動をおこさないでいると、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待行為が法的にも社会的にも認められているかのような、あるいはスポーツはこれらの侵害行為に対して声をあげるには力の及ばないものなのだという印象を犠牲者に与えてしまう。

### スポーツにおける関係性

スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待は、年齢やジェンダー、人種、性的指向、障害の有無などに基いて区別されるものではない。競技者は、多様に異なる文化的背景や家族的背景をもっており、彼らのスポーツ能力の向上のために結集された人間関係秩序の中心にいる。競技者をとりまく周囲の人々（コーチ、科学者、医療関係スタッフ、管理者等）との間には常に権力の相違がある。この権力の相違が、もしひとたび誤用された場合、セクシュアル・ハラスメントや虐待につながりうるのであり、とりわけ、競技者との搾取的な関係につながりうる。

このような関係は競技スポーツという感情的にひじょうに高ぶった環境のなかで、膨大な時

間をともに過ごすことを要求する。競技者自身が意思決定をする力や権利が蝕まれるような支配的関係のなかには、こうした状況は、競技者を孤立というリスクに追いやる可能性がある。

競技者を取り巻くすべての成人は、かれらの役割、責任、そして適切な関係の境界線といったことに関して明確なガイドラインを適用するべきである。競技者の周囲にいる個々人、そしてほかの権威者は、競技者とのプロフェッショナルな関係の境界の内側にとどまるべきであることが肝要である。

### 防止のための方策

一般に容認された防止対策は、行動綱領に関する方針、教育や訓練、申し立てや支援の手順、監視や評価のシステムなどを含んでいる。文化的な相違にかかわらず、あらゆるスポーツ組織はこれらの条件を満たすべきである。

方策は、安全で相互に尊敬しうる環境をつくりだすことに対する義務を、明確に意思表示するものである。権利と健康と保護を促進するために必要な事柄を言明しなければならない。そうすれば、なんらかの申し立てがおこなわれた際にも、組織は速やかに偏見のない、公正な対処をすることができる。そしてさらに組織は、適切な懲罰的、刑法上、あるいはほかの手段をとることが可能になる。

行動綱領とは、それに従えば、決められた方針を具体的に実行するのに役立つような、現実的な行動基準を述べるものである。行動基準は、なにが受け入れ可能でなにがだめなのかの明確な基準を定めるものである。それらは、セクシュアル・ハラスメントや虐待が生じる契機を最小化し、事実無根の申し立てを極力少なくするのに役立つ（付録2を参照）。

### 勧告

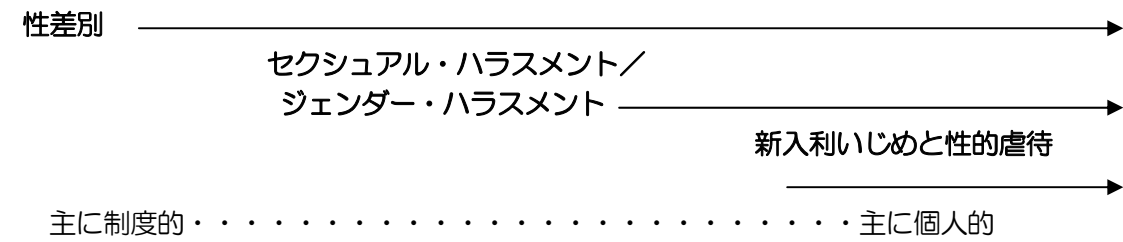
すべてのスポーツ組織は、以下のことをすべきである：

1. セクシュアル・ハラスメントと性的虐待に対する防止のための方針と手順を策定する
2. これらの方針と手順の実行を監視する
3. セクシュアル・ハラスメントと性的虐待を特定し、これらを減らすことにおいて、この方針が与えた影響を評価する
4. それぞれのスポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待についての教育と訓練を開発する
5. 公平で尊敬しうる倫理的なリーダーシップを作り上げ、実証する
6. セクシュアル・ハラスメントと性的虐待を防止するために両親や保護者との強いパートナーシップを育成する  
そして
7. これらの問題に関して、科学的調査研究を促進し、それを支持する

セクシュアル・ハラスメントと虐待の防止をとおして、スポーツはあらゆる人にとって、より安全で健全な、より肯定的な環境になるであろう。

（この声明文の英語版と翻訳版とのあいだに不一致が生じた場合は、英語版が優先するものとする）

【付録1】 性的搾取の連続性 原典：ブラッケンリッジ（1997）より改変



「冷酷な風潮」	「望まれない求愛」	「手なずけられたり強要される」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦関係および横関係の就業差別</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面上あるいは言葉による虐待や脅迫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的関係の同意に応じた報酬や特権の提供</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメントに関する防止策、担当部署、申し立てルートなどの不備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な含みをもったコメントや冗談、猥褻なコメントや性的な当てこすり、身体、衣服、結婚状況、性的指向についてのあざけり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体をまさぐること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングや助言システムの不備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演技への嘲笑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みだらな露出</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性に基づく差別的な賃金や報酬または昇進見通し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な落書きや同性愛をバカにした落書き</li> <li>・性に関する悪ふざけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理強いされた性的行為</li> <li>・性的暴行</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計が安全性に欠けていたり、照明が不十分だったりする仕事場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脅迫めいた形での性的な批評・誘い・招き・なれなれしさ</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初歩的な警備の欠落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティング、運動の場、運動用具の支配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的かつ性的な暴力</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自尊心や出来栄を傷つけるような親切ぶった恩着せがましい行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レイプ</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さわったり、つねったり、キスしたりの身体接触</li> <li>・性に関わる野蛮な振る舞い</li> <li>・攻撃的な電話や写真</li> <li>・ストーカー行為</li> <li>・性に基づくいじめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近親相姦</li> </ul>

**【付録2】スポーツ組織における、セクシュアル・ハラスメントおよび性的虐待に関する方針と、行動規範の評価基準**

- ◆ **セクシュアル・ハラスメントと性的虐待に関する方針は、以下の基準を満たしているべきである；**
  - ・ これらの問題を明確に認識し、本気で取り組むこと
  - ・ 明瞭で理解しやすいこと
  - ・ 競技者の相談（システム）を整備していること
  - ・ 広報と教育活動を通して、広く周知されていること
  - ・ 実質的な当該管理機関（例：管理局や理事会など）によって承認され、その規約や規則に組み入れられていること
  - ・ その組織に所属するすべてのひとに適用されること
  - ・ 包括的な教育訓練計画によってサポートされていること
  - ・ 定期的に見直しと更新がなされること、特に組織の規約規則や法律に主たる変更がある場合には
  
- ◆ **方針は、以下のようであるべきである；**
  - ・ あらゆるメンバーは尊重され、安全で保護される権利があるということを明言する
  - ・ メンバーの福祉はなにものにも優先するということを明言する
  - ・ この方針を実行し、支えていく責任者を明確にする
  - ・ 何が違反にあたるかを具体的に示す
  - ・ そうした違反行為がどのような結果をもたらすかを具体的に示す
  - ・ 苦情の申し立てと対処の手順を具体的に示す
  - ・ ひとつの申し立てに関与する関係者全員に、どこに助言や援助を求めればいいのかを詳細に提示する
  - ・ 記録を保管する手順を具体的に示す
  - ・ 第三者からの申し立て（‘内部告発’）のための手引きを用意する
  
- ◆ **スポーツ組織における特定のメンバーの役割に対して、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待についての行動規範を備えるべきである。**  
**セクシュアル・ハラスメントおよび性的虐待についての行動規範は、以下の基準を満たすべきである；**
  - ・ すべてのメンバーの、適切かつ望ましい行動基準に関する手引きを用意する
  - ・ 不適切な行為を扱うときの明確な手順を提示し、それには懲戒手段と処罰に関する手引きも含むこととする

(Consensus Statement - Sexual Harassment and Abuse in Sport  
[http://multimedia.olympic.org/pdf/en\\_report\\_1125.pdf](http://multimedia.olympic.org/pdf/en_report_1125.pdf)) より日本語訳  
翻訳：熊安貴美江（大阪府立大学）

### **Resources list – Sexual harassment and abuse in sport**

This is not a definitive list but merely indicative of some of the baseline sources on this subject.

Australian Sports Commission (2006) *Ethics in Sport – Member Protection*. Available at [www.ausport.gov.au/ethics/memprot.asp](http://www.ausport.gov.au/ethics/memprot.asp)

Brackenridge, C.H., Pitchford, A., Nutt, G. and Russell, K. (2007) *Child Welfare in Football: An Exploration of Children's Welfare in the Modern Game*. London: Routledge/Taylor & Francis.

Brackenridge, C.H. and Fasting, K. (eds) (2002) *Sexual Harassment and Abuse in Sport - International Research and Policy Perspectives*. London: Whiting and Birch.

Brackenridge, C.H. (2001) *Spoilsports: Understanding and Preventing Sexual Exploitation in Sport*. London: Routledge.

David, P. (2005) *Human Rights in Youth Sport: A Critical Review of Children's Rights in Competitive Sports*. London: Routledge.

Fasting, K., Brackenridge, C. and Sundgot-Borgen, J. (2003) 'Experiences of sexual harassment and abuse among Norwegian elite female athletes and non-athletes', *Research Quarterly for Exercise and Sport* 74(1):84-97.

Johnson, J. and Holman, M. (eds) (2004) *Making the Team: Inside the world of sport initiations and hazing*. Toronto: Canadian Scholar's Press.

Kirby, S. Greaves, L. and Hanvkivsky, O. (2000) *The Dome of Silence: Sexual Harassment and Abuse in Sport*. Halifax. Nova Scotia: Fernwood Publishing/London: Zed Books.

Out Games (2006) *Declaration of Montreal on Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Human Rights*. Described at [http://en.wikipedia.org/wiki/Declaration\\_of\\_Montreal](http://en.wikipedia.org/wiki/Declaration_of_Montreal)

Panathlon International (2004) *Declaration on Ethics in Youth Sport*. Available at [www.panathlon.net](http://www.panathlon.net)

Sport England/NSPCC Child Protection in Sport Unit (2003) *National Standards for Safeguarding Children in Sport*. Available at [www.thecpsu.org.uk](http://www.thecpsu.org.uk)

Tofler, I. and de Geronimo, T.F. (2000) *Keeping Your Kids Out Front Without Kicking Them From Behind: How to Manage High-achieving Athletes, Scholars and Performing Artists*. San Francisco, CA: Jossey-Bass.

WomenSport International *Position Statement on Sexual Harassment in Sport*. Available at [www.womensportinternational.org](http://www.womensportinternational.org)

C Brackenridge and K Fasting 12 11 06

統一声明  
スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待  
IOC 医事委員会 専門部会 (expert panel)

<部会メンバー>

Arne Ljungqvist (Sweden) Chairman, IOC Medical Commission  
アーン・リュンビスト (スウェーデン) IOC 医事委員会 委員長

Margo Mountjoy (Canada) Consensus Statement Coordinator IOC Medical Commission  
マーゴ・モンジョイ (カナダ) 声明文コーディネーター、IOC 医事委員会委員

Celia Brackenridge (UK) Program Consultant: Professor of Sport Sciences (Youth Sport),  
School of Sport and Education, Brunel University  
セリア・ブラッケンリッジ (イギリス) プログラム・コンサルタント  
ブルネル大学スポーツ・教育大学院 スポーツ科学教授

Kari Fasting (Norway) Program Consultant: Professor at the Department of Social and  
Cultural Studies, Norwegian School of Sport Sciences  
カリ・ファスティング (ノルウェー) プログラム・コンサルタント  
ノルウェースポーツ科学大学院 社会カルチュラルスタディーズ学部教授

<参加者>

1. Steven Boocock (UK) Director, Sport England/National Society for the Prevention of  
Cruelty to Children Child Protection in Sport Unit  
スティーブン・ブーコック スポーツ・イングランド (イギリス・スポーツ統括政府組織) のディレクター  
(イギリス) / スポーツ部門における児童幼児への残虐行為防止のための全国協会
2. Charlotte Bradley Reus (Mexico) President of the NGO "DEMUSA" (Deporte, Mujer y  
Salud, A.C.), Journalist, Researcher  
シャーロット・ブラッドリー・リュス (メキシコ) NGO "DEMUSA" 会長 ジャーナリスト 研究者
3. Joy D Bringer (Wales) Senior Sport psychologist to the Sports Council for Wales  
ジョイ・ブリンジャー (ウェールズ) ウェールズ・スポーツカウンシル (ウェールズのスポーツ政府組織)  
スポーツ心理学者
4. Paulo David (Switzerland/Suma) UN Human Rights official, Human Rights in Youth Sport  
パウロ・ディビッド (スイス) 国連人権事務局 若年スポーツにおける人権を担当
5. Margery Holman (Canada) Professor in the department of Kinesiology at University  
of Windsor  
マージェリー・ホールマン (カナダ) ウィンザー大学キネシオロジー学部教授
6. Sheldon Kennedy (Canada) Former NHL Hockey player, Founder of "Respect in Sport"  
シェルダン・ケネディ (カナダ) 元 NHL ホッケー選手 「リスペクト・イン・スポーツ」創設者

7. Kimie Kumayasu (Japan) Associate Professor, Osaka Prefecture University, Faculty of Liberal Arts and Sciences.  
熊安貴美江（日本） 大阪府立大学総合教育研究機構准教授
8. Sandra Kirby (Canada) Professor in the department of Sociology at University of Winnipeg  
サンドラ・カービィ（カナダ） ウィニペグ大学社会学部教授
9. Trisha Leahy (Hong Kong) Clinical psychologist, Hong Kong sports Institute  
トリーシャ・リーヒ（香港） 臨床心理士 香港スポーツ研究所
10. Petra Moget (Netherlands) Senior advisor to Dutch Olympic Committee on Sexual Harassment and Abuse  
ペトラ・モゲ（オランダ） オランダオリンピック委員会セクシュアル・ハラスメント  
上級アドバイザー
11. Debbie Simms (Australia) Advocate and Policy Specialist for Sport Australia  
デビー・スミス（オーストラリア） スポーツ・オーストラリア アドヴォケイト&ポリシー専門家
12. Jan Toftegaard Stoeckel (Denmark) PhD. Researcher of Sport and Abuse, Institute of Sport Science and Clinical Biomechanics, University of Southern Denmark  
ヤン・トフトゴール・ストックェル（デンマーク） スポーツと虐待に関する研究者  
南デンマーク大学スポーツ科学臨床バイオメカニクス研究所
13. Ian Tofler (USA) Sport Psychiatrist, Clinical Specialist and Researcher  
イアン・トフラー（アメリカ） スポーツ精神科医 臨床専門家 研究者
14. Maarten Weber(Netherlands) Police Psychologist, Chief Inspector of Police, Advisor to Dutch Olympic Committee on Sexual Harassment & Abuse  
マーティン・ウェーバー（オランダ） 警察心理学者 警察主任捜査官  
オランダオリンピック委員会セクシュアル・ハラスメントアドバイザー